

日本の体育体系に関する研究

〈明治期〉

川上雅之

昭和49年9月30日受理

A Study of physical education system in Japan.

〈Meiji Period〉

Masayuki Kawaakami

序論

日本における体育は、現在領域が拡大化される傾向にあって、体系的に不安定な状態になっている。

これは、体育という分野が非常に複雑化してきたことを意味するものであろう。

そこで、日本における体育の流れを体系的観点から考察し、今日いわれているところの総合体育という分野の体系化の足がかりとしたいと思う。

日本における体育の体系 (a system of physical education) を発展史的にながめた場合、明治時代以降の身体活動が日本の制度的な体育として認識することができる。

つまり、日本における身体活動というのは、古来より日本人独特 (peculiar to the Japanese) の鍛錬的活動・精神修養・祭礼行事といった伝統的な身体活動が人々の間に継承されてきたものであって、体育的意識に基づいた身体活動というのは、存在しなかったのである。従って、日本において体育の概念化が意識されるようになったのは、外来思想の導入に伴ない教育制度の促進がなされるようになった明治初期のことである。

明治時代の体育というものは、「近代教育制度によって、学校教育のなかにとりあげられたところの学校体育」、「軍国思想 (militarism) が社会的背景をなして、国家主義的な鍛錬体育を主張したところの軍隊体育」、「国民の生活状態 (余暇・経済的状态) を基盤としたところの娯楽活動 (recreation) ・社会体育」という異なった成立基盤に社会的条件が背景をなして体育が存在したと考えられる。

従って、明治期の体育は、社会的傾向に対応したところの理想型の総合体育が構成される要素を十分もっていたといえる。

しかし、実際には、学校教育の整備充実の手段としてもうけられたところの「学制」→「教育令」→「学校令」といった教育法令下のもとで、学校体育が中核をなして段階的に発展していったのである。

これは、今日の日本における体育が、学校体育中心主義的であるという体育観を人々にうえつ

ける結果をつくったものである。

以上のことから、明治時代の体育を、社会的背景との関連から体系的に考察したいと思う。

目 次

- I. 学制期における体育
 - 1. 体育制度の芽生えと実態
 - 2. 外来思想と伝統的意識の混迷状態
- II. 教育令による体育の動向
 - 1. 体操伝習所と体操の確立
 - 2. 体操・武技論争
- III. 学校令と体育の動向
 - 1. 近代体育制度の確立
 - 2. 国家主義的体育の抬頭と展開
- IV. 社会体育の動向
- V. 結 尾

I. 学制期における体育

1. 体育制度の芽生えと実態

日本において体育というものが意識されるようになったのは、江戸中期以降（天保～）諸外国との交流によって、外来思想の導入がはじまったころのことである。

これは、諸外国からの「外圧」「植民地政策」に対する国内的危機感がもとになって、必然的におこったところのもので、軍備体制の強化手段である軍隊の体育において、組織化がはじまったといえる。

軍隊の体育は、日本古来の鍛錬的活動を中核としていたが、外来思想の影響による高島秋帆の「洋式調練」（天保12年）、田辺良輔の「フランス式新兵体術教練」（慶応3年）等の新体操の考案によって、新しい体育の方向性をうちだしていったのである。

この新体操は、日本の伝統的身体活動（主に武術等の鍛錬的活動）と伝来の外国式兵式体操（兵器操作・徒手体操等）を混成させて、軍隊の養成という意図的身体活動を構成したものである。

しかし、体育体系が制度的なものとして思索されるようになったのは、明治の学校教育においてである。

明治初期の藩学校（沼津兵学校・福井藩学校・水口藩学校・郡山藩学校・岩国藩学校）においては、すでに洋式体操を教育科目として採用している。

これは、兵学校との関連から洋式体操を取り入れたところの沼津兵学校（静岡県）の影響が多分にあったということと、洋式学制（フランス・オランダ等）の伝来による学校教育の制度的模

倣が教育としての体育を意識させたと考えられる。

従って、明治初期の日本の体育は、内容的、制度的には、決して明確な存在とはいえなかったが、洋式操錬的内容で、日本古来の剣術・水練（水泳）と並列して配当がなされたというところに、日本における学校体育の系列化を伺うことができる。

しかし、現実には、日本の伝統的身体活動の領域を越えるような実施展開はみられず、従来の鍛錬的身体活動に外来の新しい形式的体操を模倣的に採用したということにすぎなかったようである。

体育が制度的に確立されるようになったのは、近代教育制度のはじまりであるところの「学制」の発布（明治5年8月）によってである。

この教育制度（the education system）は、従来の非実用的教育から実学的教育、四民平等の国民皆就学主義にもとづいたものであって、体育は、「体術」という名称で小学校教育のなかに正課の科目としてとりあげられた。これは、江戸末期から明治4年頃にかけて体育の中心的存在をなしていたところの軍隊における体育思想が背景をなしたものだと考えられる。

従って、体術の抬頭は、本来の体育概念の意識によって制度化されたものではなく、軍隊体育による外来思想の内容的模倣から取りあげられたものであるということが出来る。これは、体術が学制の実際化を示したところの「小学教則」のなかに取りあげられておらず、具体的方向とか実施の状態というものを伺うことができない。

明治6年5月「小学教則」の改正によって、体術と呼ばれていたものが「体操」と改称され、授業内容、授業時間といった具体的指示が文部省より出された。

それによると、「樹中体操法図」（明治5年11月南校作成）、「東京師範学校体操図」という模範的指導書の提示がなされ、教科書による指導体制が採用されている。

この指導体制によって、日本の学校体育は、図解式の形式体操（主に徒手体操）が全国的に統一されるように導かれはじめたのである。

これは、日本の体育が、従来の外国模倣による抽象的体育論から具体的体育論へと現実化してきたことを意味するものであって、外来の保健的体操を図解による形式体操として統一しようとしたところに日本における体育の意識化をみることができる。

つまり、これは外来書の導入に伴なって、体操書の翻訳がさかんになり、体育の認識度が高揚してきたこと、文部省の招聘米人ダウィッド・マレー（David Murry 文部学監として明治6年8月から明治11年12月まで滞在）が文部大臣田中不二磨に提出したところの知性、徳性、体性の三性兼備の必要性を説いたところの教育所見が日本体育の成立に多大な影響を与えたと思われる。

従って、日本の体育は、外国の内容的模倣ではあったが、学制によって学校教育のなかに図解式による形式体操というものによって、一応制度的に組織化されたということが出来る。

しかし、指導者の不足とか施設設備の不備によって、ほとんど実施されるに至らなかったというのが実情であった。

2. 外来思想と伝統的意識の混迷状態

「学制」の発布によって、日本の体育は、学校教育のなかに制度的にもうけられるようになったが、実施上あまりみるべきものがなかった。

それは、外来思想の導入と日本古来の伝統的意識による混迷状態によって方向性というものが定められなかったからである。

つまり、外来思想の模倣による教育制度が、知育中心の偏向的教育 (a deflected education) となって体制化され、体育の概念化に対する意識がうすれ、結果的に身体活動というものを「体育=技術修練」(physical education=technical training) と結びつけ、日本における体育の潜在観念として位置づけさせたからである。

これは、日本人の伝統的な国民意識の継続によったものであると考えられる。

外来思想によるところの体育論は、保健的価値というものに基盤をおいた高次の目的による体操体系が主体をなしていたが、日本においては、体育というものが、単なる儀式的活動とか精神修養・技術修練といった身体活動としてしか存在がなされていなかった。

つまり、保健的価値というよりは、精神修養・身体鍛錬に主眼をおいたものであって、忍耐力・耐久性を目標にしたところの伝統的体育論を形成していたのである。

従って、外来の保健的価値を主体としたところの体操体系というものを系統だてることは、非常に困難を要するものであった。

これは、日本の体育あるいは教育体制というものが、伝統的意識の継続から特権階級的存在のものであり、イギリス、スウェーデン、ドイツ等のような、国民全体から必然的に生じた活動を組織化したのとは異なったもとで組織化されたというところに原因がみられる。つまり、日本人の伝統的意識のなかに、封建体制に対する気質 (disposition) というものが、抜けてなく国民意識のなかに外国様式の模倣に対する拒否反応があらわれ、体育の実際化、体系化をおくらせたものだと考えられる。

これは、日本における体育が、学校体育と軍隊体育の二系統制となって進展するもとをつくったものである。

II. 教育令による体育の動向

1. 体操伝習所と体操の確立

学制下における体育は、形式的なものにすぎなかったが、外来思想の導入に伴なって、次第と国民の意識のなかには、体育に対する保健的価値とか体力の養成という体育的価値の意識化がみられるようになった。

明治10年(1877年)外来語 "physical education,,"physical culture, が「身体(之)教育」,「体育」と訳されるようになってから体育というものは、精神教育 (mental education) に対応するところの身体教育 (physical education) であるという体育概念が認識されるようになった。

これは、外国思想の模倣によるものであるが、日本における体育の社会的施策、振興方針とい

うものに対する動向とみることができる。

明治9年文部大臣田中不二磨一行は、米国アマースト大学（Amerest College）の体育施設、実施状況等を視察して帰国した。

そして、直ちに日本における体育機関の企画を立案したのである。

明治11年11月東京・神田一ツ橋に「体操伝習所」が設立された。

体操伝習所（以下伝習所という）は、「専ら体育ニ関スル諸科学ヲ教授シテ以テ本邦適当ノ体育法ヲ選定シ且体育学教員ヲ養成スル所ナリ」という目的をもって設立されたところの体育専門機関である。

従って、伝習所は、体育の科学的研究と体育学の教員を養成することが主な目的とした。日本における体育の内容を具体的に研究するところの実質的機関としてもうけられたところのものであった。

この設立は、文部省年報「体操伝習所」の項に「本邦教育ノ方法ハ専ラ知育ノ一方ニ傾向シテ体育ノ諸術ハ概ネ之ヲ放着シテ復タ其利害ヲ唱ヘル者ナキヤ如シ。故ヲ以テ其弊也漸リ心身両全ノ道ヲ欠キ青年子弟ノ気力ヲシテ次第ニ減縮セシメ、又随テ国家ノ元氣ヲ衰頹セシムルニ至ルハ蓋シ必然ノ勢ナリ」とうたわれているように、当時の知育偏重による体育軽視の批判とか外来思想による欧化主義的傾向に対する影響等の心配が急速な伝習所設立にあたった動機として伺うことができる。つまり、伝習所は、日本において当時の社会情勢に対応した機関として、必然的に設立されたものである。

伝習所設立において、その主幹には当時東京師範学校の校長であった伊沢修二が併任して、伝習所の性格、目的、教育課程、施設設備等が考えられた。

これは、従来まで行なわれていたところの外国の内容的模倣にすぎなかった形式的体操を日本の体育法という観点から、体育の体系化と実施効果の充実というものを目標にしたところの実質的機関として運営されるようになったことを意味するものである。

この体育思想は、「教育令」（明治12年9月）の公布によって、伝習所が中心となって徐々に整備充実がなされていくのである。

これは、伝習所の構成（入学条件・学科内容等）によっても、日本における当時の体育的動向を把握することができる。

つまり、伝習所の入学条件は、身長5尺以上の者で年令18才以上20才以下の健康な肉体の持主であることを限定している。

この規定は、徴兵令（明治5年12月）の制度によった軍隊における体育思想が根底をなしていると考えられる。

また、学科内容においては、体操術（男子体操術・女子体操術・幼児体操術）、美容術（カリセニックス）及び調整体操法という保健的体操体系を主流に、その他解剖学、生理学、健全学及び図学、物理学、化学、和漢学という学科目から構成されている。

これは、アメリカ的教育の影響によったもので「体育＝医学」の結びつきがあらわれたもので

ある。

つまり、伝習所における教育方針は、入学条件等の規定から日本の伝統的意識というものは残存しているが、内容的にアメリカ的な教育体制が導入され混成による体系化がみられる。

明治11年（1878年）アメリカアマースト大学の卒業生である G・リーランド（George Adoms Leland）が伝習所の外国人教師として招聘来日した。

そして、明治14年（1882年）離日まで日本の体育法を系統だてるうえで多大な功績を与えてくれた人である。

リーランドは、もともと医学士であって、体操の保健的価値を非常に認めた人である。

リーランドの体操というのは、アメリカダイオ・ルイス（Dio Lewis）の「新体操」とかドイツシュピース（Adolf Spies）の「創意的体操」という医療的、創造的な体操体系を主流としたものであって、H・スペンサー（Herbert Spencer）の知育、徳育、体育の三育主義の流れにそった教育というものを主張したところのものであった。

しかし、方法的にいて、簡単な機械器具（棍棒、啞鈴等）を使用しているところからドイツ式器械体操であったように思われる。

この体操は、「軽体操」（後、坪井玄道によって明治19年普通体操と呼ばれるようになった）と呼ばれ、医療的な価値を重んじたところの徒手体操・手具体操が中心となって行なわれたところのもので、日本の体操法として明治期を通して学校体育に普及指導がなされたところの体操である。

この体操は、伝習所の目的にうたわれているところの「我が国適當の体育法」として考えられたところのものである。

この軽体操の統一化は、全国各府県の師範学校が中心となって全国的に学校教育のなかに導かれたものである。

しかし、この軽体操による統一系体も、明治 12, 13 年頃から森有礼の「富強主義」、尾崎行雄の「尚武論」等によって、精神的鍛錬の重要性が説かれるようになり、保健的な軽体操体系に対する批判があらわれ始めたのである。

これは、当時の社会的傾向と相まっておこった保健的な体操体系に対する鍛錬的価値の必要性であった。

従って、必然的に伝習所の教育体制も変わらざるをえなくなってきたのである。

明治13年 9 月軽体操中心の伝習所に「歩兵操練」という軍事体育が加わり、日本の体育は、軽体操と歩兵操練の二系統がだされるようになった。

この傾向は、当時の社会情勢の変動によるものであって、教育全体が次第と国家主義的傾向に導かれ、体育も軍事的色彩の強いものとなっていくのである。

2. 体操・武技論争

日本の体育というのは、軍備体制の強化手段であるところの軍隊の体育を基盤として、組織化されたものである。

それが、明治初期学校教育の制度化に伴ない、学校体育が中心的存在をなすようになったので

ある。

学校体育というのは、本来外国思想の流れによる保健的価値、医学的要素を基礎にしたところの体操体系を主流とするものであって、軍隊体育の鍛錬的活動とは異なった体育論のもとで展開がなされたものである。

従って、外国思想の影響による学校体育の保健的体育思想が主体性をもつようになると、反対に日本古来の鍛錬的体育思想、軍隊体育の復古論が論じられるようになってきたのである。

つまり、学校体育の保健的な軽体操による体操体系では「心胆を練り、護国の強兵を養成」することはできないということから、鍛錬的価値を重視する軍隊の教練的体育体系の必要性が意識されるようになってきたのである。

これは、保健的体操という理想的体育論と鍛錬的活動という現実的体育論における目的論的対立を意味するものであって、従来体操体系を奨励する原案指示者と武術採用を主張する者との間に論争をおきあがらせた。

この論争の根源は、明治9、10年頃から次第に強くなりつつあった国家主義的傾向の抬頭によるものであって、修身教育が重視されるようになったところから日本古来の武士道的精神修養の必要性が説かれるようになったところにあった。

しかし、この論争の結論は、教育的観点から武術採用は身体に多大な危険性を伴うものとして、体操を指示した原案指示者の勝利に終わったのであるが、実質的には、当時の社会的状態から、徐々に教練的要素が濃くなってきたのは当然のことであった。

つまり、この論争は、日本における体育の体系化上の主導性論争ともいべき性格のものであって、軍隊体育と学校体育の統一化というものではなく、教練的体育といういわば偏向的なものへと導かれる糸口をつくったのである。ここにおいて、学校体育における合理的面と非合理的面とが示唆されるのである。

III. 学校令と体育

1. 近代体育制度の確立

「教育令」によっておこった、いわば自由放任主義的 (a *laissez-faire* policy) な教育体制は、明治17、18年頃からその体制における不備・不許という問題をおきあがらせた。そして、明治19年教育令の整理統一の手段としてだされたのが「学校令」である。

学校令というのは、日本における初期教育制度の確立を意味したもので、これによって学校教育はある程度整ったということができる。

学校令は、個人主義的教育にかわって国民教育 (the national education) を目標にしたもので、教育全体を徐々に富強主義へと結びつけていったところのものである。

従って、これにより学校体育は、国民教育の有力手段として、兵式体操が次第と主体性をもつようになってくるのである。

これは、従来学校体育における普通体操と兵式体操の二系統的流れを一偏的なものとしたも

のであって、明治期の学校体育における方向性となってあらわれたものである。

つまり、この制度によって学校体育は、兵式体操、普通体操、戸外遊戯という三系列が他教科と同様に正課として取り扱われるようになり「体操科」としての実質的動きが始まったのである。

ここにおいて、体育は、いわゆる身体と精神 (physically and mentally) の共同生活でなければならぬという体育の目的が定められ、「心身両身の育成」という体育概念の確立がなされたのである。

この目的は、日本の体育として後々継承されていったが、現実的には、当時の社会情勢から目的と現実には区違いがみられ、理想的なものとはならず、現実的な身体強化のための手段的活動が中心的に展開されたのである。

そして、保守的 (conservative)、国粹的 (national characteristics) な思想と進歩的な西欧思想の対立も、明治22年「帝国憲法の発布」・明治23年10月「教育に関する勅語」が下賜されてからは、次第と下降線をたどり社会的に安定はしたが、国家主義的思想 (nationalism) が主導性をもつようになってきたのである。

これは、体育においても直接的に影響をあらわし、明治23年文部大臣芳川顕正は、国家的な立場から国家的体育の必要性を論じたことによっても、すでに全国的傾向として軍事体育の動向が始まったといえる。

つまり、当時の社会的情勢と教育勅語によって、いわゆる硬教育としてのバックボーンが確立され、国家主義的教育を根幹として富強主義ということからとくに強兵の養成を目標としたところの尚武体育を重視する思想的背景の基礎が築かれたのである。

これは、当時における体育の基盤を意味したものであって、欧化主義 (Europeanism) による尚武的体育に対応するところの、国粹的、精神鍛錬主義的な尚武的体育を必要視したものである。

すなわち、戦国日本といわれたいわゆる「大和魂」と呼ばれたところの精神的な体育概念が当時の社会的状態と加味して、位置づけられていったのである。

これは、個人の健康とか体力の向上というものは、国家富強につながるものであって「体育富強之基」として国民体育の必要性が説かれるようになってきたのである。

明治19年「小学校令」において、正課として設けられていた体操が、明治23年「改正小学校令」によって、体育は、教育の基本として「児童身体の成長発達に留意すること」という指示が出された。

しかし、学校によって、体操を行なうことのできないところは、欠いてもよいという随意科目として取り扱われるようになった。これは、当時の社会情勢、施設設備等の関係から当然の処置かも知れない。

明治24年11月「小学校教則大綱」において、心身両面の育成という体操科の目的を「均斉・健康・快活・剛毅・規律・姿勢」という六点の目標が示された。

明治27年文部省は、全国各都道府県に対して、知育偏重に陥り体育を軽視することのないようにといった訓令を出した。

そして、明治27年8月には「体育及精神」に関する具体的指示を出して、小学校の教育期間をとくに身体発育の重要な時期として、体育は、効果的で活発な運動を奨励するようになり、衛生面と加味して、勉強法、喫煙問題等生活環境から体育分野というものを取りあげ、心身両面にわたる体育全般の啓蒙策をうちだしていったのである。

このように、学校体育は、教育体制による法規面の整備充実によって、次第と啓蒙、普及がなされるようになったが、反面現場の体育科の指導教員の養成ということについてはきわめて消極的なものであった。

そして、日清戦争の勃発によって、「富強主義」「国粹主義」が最高潮に達する一方、体育は新しい動向がみられるようになり、競技・スポーツにおける発展期へと入るわけである。

従って、体育においても、体育教育全体が尚武の気質とか強健な身体の育成を目標とする軍国的傾向に結びつき、多くの期待があつまようになってきた。

そして、戦争というものは、社会全体を国粹主義、国家主義をますます強化するようになり、体育は、日本古来の武術の復活、武士道精神の鼓吹に関する関心が高まり、学校体育に武術を採用する動きが始まった。

明治31年文部省は、当時の社会的傾向に影響されて、撃剣、柔道を課外活動として認め徐々に武道復活の足がかりと軍国的体育の構成をかためていったのである。

従って、普通体操、兵式体操という体操系体が主流となっていたのであるが、それに遊戯あるいは武道が加わり、非常に多岐な活動領域が示されるようになってきた。

つまり、ここにおいて、学校令という制度によって、普通体操、兵式体操、戸外遊戯という三系列から目的を定めた指導体系が考えられるようになり、この期において一応集大成がなされたといえる。

しかし、後半40年頃より洋式体育法の導入に伴なって、再び混迷状態が到来するのである。

2. 国家主義的体育の抬頭とその背景

国家主義的体育というのは、日本の体育が制度的な動きを始めた頃よりすでに存在していたものであって、本来軍国的発想のもとで組織化がなされたものである。

それが、学校教育の制度化に伴なって、学校体育が中心的なものへ移り、日本においては、たえず学校体育・軍隊体育の二系列の主導性対立という型で存在がなされたものである。しかし、社会全般の状態というものが、国家主義的傾向に流れるにつれて、国民間に現実的体育の必要性が芽生えてきたのである。

それが、徴兵制度の徹底等によって、組織的に動き始めてくると、ますます軍国的思想が体育というものを強化させるようになったのである。

つまり、軍隊の体育は、学校体育のような理想的目的をもった保健論あるいは教育論といった身体の教育というのではなく、戦争という闘争手段としての身体の強化を体育活動に求めようとしたのである。

これが、硬直的な「国家主義的教育＝軍国体育」をつくりあげたのである。

この思想的背景というものは、日清、日露の戦争という国家的動向によって、表面化され、体系化されてきたものである。

従って、教育令期後半からもちあがってきた鍛錬的体育の主導性というものは、戦争によって着々と固定化され、学校体操から鍛錬的、強化主義をとる兵式体操へと移っていったのである。

この硬的動向に準じて、とくに著しい普及度がみられたのは、小学校低学年、女子の間に実施されるようになった遊戯である。

つまり、遊戯は、自由に表現できる多くの種類の形式を組みあわすことによって成立するものであることから、遊戯の実施によって、鍛錬的方向へと結びつけたことである。

そして、目的、形式にこだわらない遊戯の実施が、子供達の間で次第と闘争的要素を含んだ活動へと移ってききた。

このように、年代が進展するにつれて、ますます助長され、体育自体を国家主義的なものへ結びつけるようになった。

これらは、日清戦争の勝利によって、ますます国民の間に尚武の精神を高め、伝統的武術の必要性を意識させるようになったのである。

そして、学校体育も戦時体制をととのえ、社会的動向のなかに、戦時体育の統一化というものがはかられるようになった。

この活動化は、国粹主義による国家的体育というものとして、非常に動きの激しい訓練的なものが多く取り入れられるようになったのである。

これは、国家主義的思想によって、普通体操と兵式体操の二系統的な動きが、戦時体育という訓練的なものを主体とした日本体育の集合化となってあらわれたところに、暗中模索の状態から、目的、方向の定められた体育の充実性がみられる。

IV 社会体育の動向

社会体育というのは、本来国民の社会生活とタイアップして、必然的に発生するところの身体活動 (physical activity) であって、決して生活的余裕とか経済状態というものによって活動が左右されるべきものではない。

しかし、現在の日本における社会体育というのは、国民の経済状態が基盤となって実施状態が左右されているし、また影響が非常に大である。

従って、現在までの日本における社会体育というのは、ほとんどみるべきものがないといえる。

明治期においては、国民全般の生活水準も低く、実施はほとんどなされていないが、神社等の祭礼行事としての角力、踊り等行事的活動は実施されていたと推察することができる。

また、日本にとって、改革的な社会体育というのは、外来スポーツ、ダンスというものが徐々に導入され普及されるようになるが、やはり、外来スポーツというのは、有産階級における特権的意識のようなものであった。

これは、日本人としての国民的意識が本来のスポーツというものを経済状態と直結させるよう

な形態にしたといわざるをえない。

また、明治の初期、水泳（水練・水術）は実際に実用的、娯楽的にも広く行なわれたのである。これは、当時の各流派の出現による競技会等によっても認識することができる。

10年頃には、柔術、剣術も復活してくるようになってきた。

また、余暇善用ということから娯楽活動の必要性から、競技会、遊戯会、運動会が各地で開催されるようになってきたが、これらは、学生間の一部であって、全体的な社会活動とはいえないのである。

主なものを年代的に取りあげてみると、

明治7年、海軍兵学寮で競闘会、遊戯会（運動会）が行なわれた。

明治8年、京都第30区小学校で幼稚遊戯会が開催され、学校における運動会の発展が示された。

明治15年、嘉納治五郎が、東京、下谷の永昌寺に柔術の道場を設けて、柔術の指導を行なった。

明治16年、東京日比谷の鹿鳴館を中心として社交会の舞踏会が実施された。

明治中、末期から外来スポーツの普及は次第と拡大されてきたが、実施にいたるようになったのは、大正期以降である。

つまり、日本における社会体育というのは、伝統的意識というものをある面では、継承したが、伝統的活動、遊び、祭礼行事という活動を永続的なものへと発展させなかったところに、外国のスポーツ、あるいは、社会的活動からとりおくれたのである。

これは、国民的意識によったものであって、外来思想の影響が伝統的、国民的身体活動を発展させていくことができなかつたというところに日本における社会体育のもろさというものを伺うことができる。

V 結 尾

以上、明治期の体育制度の芽生えから末期に至る鍛錬的体育までの日本における体育の確立状態をながめたが、日本の体育というのは、軍隊の教育であるところの鍛錬的体育によって、組織化がなされたのである。

それが、学校教育制度の充実に伴って、学校体育が中心的存在をなすものとなった。

従って、明治期の体育は、学校教育の学校体育が中核となって発展されたが、根底には、軍隊体育のいう鍛錬的活動要素というものを含んでいたということができる。

つまり、学校体育というのは、学校教育における法視面。「学制」にはじまって「教育令」によって位置づけられ、「学校令」によって一応確立されたということができる。

「学制」によって、体術という形式的な体操が考えられるようになってきた。しかし、実際には、表面的にあらわれているような活動は実施されていなかった。

それが、明治10年頃から12年頃にかけて、日本における体育の自覚化によって、意識的活動として組織づけられるようになった。

その方策として考えられたものが、体操伝習所を中心として行なわれたところの軽体操、すな

わち、徒手体操、手具体操といわれる保健的観点に主眼をおいた体操である。

しかし、社会情勢の変転によって、全般的に軍国主義的な傾向をおびるようになってきた。

そして、体育は、国民教育の最適手段として考えられるようになり非常な充実化がみられたのである。

つまり、体育は、単なる形式的体操ではなく心身両面にわたる調和的育成という体育概念の確立をみられたが、内容的には、国家主義的思想を背景とした、硬的要素の強い体育の方向転換となつてあらわれたのである。

従つて、明治期においては、目的と現実との区違いが体育全般の姿であつた。

しかし、初期の体育を確立したということは非常な進展であつた。

また、日本の場合、外国の体育的認識と異なるところは、上層部からの組織的な意識活動として発展がなされたものであつて、下層部全体からの意識的活動として発展がなされなかつたといふところに、日本人の国民気質ともいふべきものがみられる。

従つて、明治期の体育は、軍隊の兵式体操と学校の普通体操との並列化がみられ内容的には、身体の育成という体育概念が表面的にうちたてられ、非常に多彩な構成がなされた時期であつた。

参 考 文 献

1. 能勢修一 明治体育史の研究 逍遙書院 1965 p. 8~15, p. 41~62.
2. 今村嘉雄 体育史資料年表 不昧堂 1970
3. “ 日本体育史 不昧堂 1970
4. 児玉幸多 他 日本文化史大系 第11巻 明治時代 昭和43年
5. 内山, 熊谷, 増田 近世日本教育文化史 学芸図書 昭和36年
6. 岸野雄三 近代スポーツ年表 大修館 1973
7. 加田哲二 日本経済発展史 慶応通偏 昭和38年
8. 堀松武一 日本近代教育史 理想社 昭和38年
9. 川村英界 日本体育史 逍遙書院 昭和47年
10. 水野, 木下, 渡辺, 木村 体育史概説 杏林書院 昭和47年
11. 竹之下休蔵 体育50年 時事通信 昭和25年
12. 石橋武彦 俣健体育思想の研究 不昧堂 1971
13. 日本体育学会体育史専門分科会編 日本スポーツ百年の歩み ベースボール・マガジン社 昭和42年
14. 加藤橋夫 訳 体育の世界史 ベースボール・マガジン社 1958